

石川県公報

令和4年6月1日(水曜日)

号外

(第54号)

目次

告示

○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

告示

石川県告示第220号

令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和4年6月1日

石川県知事 駆 浩

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備考
奥能登東部 水源涵養保安林	47.00	ヘクタール
奥能登西部	〃	159.06
中能登東部	〃	12.34
中能登西部	〃	50.64
中能登中部	〃	49.90
中能登南部	〃	79.34
富来川神代川	〃	10.22
羽咋川	〃	72.55
犀川大野川	〃	499.68
手取川	〃	1,207.26
梯川	〃	274.03
大聖寺川	〃	480.76
小計	2,942.78	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.22	
奥能登西部	〃	1.04
中能登東部	〃	0.28
中能登西部	〃	2.84
中能登中部	〃	0.42
中能登南部	〃	6.50
富来川神代川	〃	1.66
羽咋川	〃	18.16
犀川大野川	〃	7.58

手取川	〃	5.32	$\begin{cases} \text{国有林} & 3.66 \\ \text{民有林} & 1.66 \end{cases}$
梯川	〃	5.16	$\begin{cases} \text{国有林} & 5.12 \\ \text{民有林} & 0.04 \end{cases}$
大聖寺川	〃	0.12	
小計		52.30	
中能登西部干害防備保安林		1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大聖寺川	〃	0.08	
小計		3.08	
能登地区保健保安林		134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手取川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小計		390.70	
合計		3,388.86	